

有縁墓地の改葬許可申請に伴う手続き及び必要書類について

改葬許可申請は、遺骨を埋葬・埋蔵・収蔵している墓地等の所在する自治体において、遺骨を移動させる前に手続きを行い、許可を得る必要があります。

① 改葬許可申請書

- ・墓地や納骨堂の管理者に、埋葬・埋蔵・収蔵の事実を証明してもらうこと。
- ・被改葬者（死亡者）1名につき、1枚の申請書が必要です。
- ・申請者の現住所がわかるもの（運転免許証、保険証、住民票などの写し）を添えてください。
- ・改葬許可申請者と現在の墓地使用者が異なる場合は、承諾書が必要です。

② 被改葬者の死亡年月日及び申請者と被改葬者の続柄がわかる戸籍謄本

- ・被改葬者の除籍謄本、被改葬者から申請者までを辿れる戸籍（改製原戸籍など）。

③ 改葬先の墓地または納骨堂の管理者が受け入れを承認する書類

- ・墓地使用許可（承諾）証、受入証明書、契約書などの写しなど。

④ 改葬許可証の発行には、1件につき200円の手数料が必要となります。

- ・①～③までの各書類をご提出いただき、審査を行ったうえで、後日窓口にて許可証を交付します。時間に余裕をもったお手続きをお願いします。
- ・④の手数料は、許可証を交付する際に納付書をお渡しします。
- ・郵送での許可証交付をご希望の方は、①～③の各書類提出時に、宛名を記入して必要額の切手を貼った返信用封筒をご提出ください。
- ・郵送での申請及び許可証交付をご希望の方は、上記の返信用封筒に加え、手数料分の定額小為替（郵便局で購入できます。200円×被改葬人数分。）を同封してください。

お問い合わせ先

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井 338 番地

紀の川市役所 市民部 生活環境課

【TEL】0736-77-2511（内線 8004）